

* 軽自動車の手続き *

車種と届出事項を参考に必要なものを準備し、手続きしてください。

< 田子町役場税務課で手続き >

車種	届出事項	必要なもの
原動機自転車 小型特殊自動車 ※ナンバープレートが 「田子町」から始まる車両	新規取得 (購入や譲受・転入の場合)	<input type="checkbox"/> 販売証明書 (購入の場合・中古も含む) <input type="checkbox"/> 廃車証明書 (転入の場合) <input type="checkbox"/> 譲渡証明書 (譲受けた場合)
	名義変更 (使用者または所有者の変更)	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 廃車証明書 (過去に廃車した車両の場合)
	納税義務者死亡による 世帯内での名義変更 (旧所有者と同住所かつ相続権 を持つ方であれば世帯分離をし ていても可)	<input type="checkbox"/> ナンバープレート (ナンバーの変更を希望 する場合)
	転出や譲渡 (定置場を町外へ変更する場合)	<input type="checkbox"/> ナンバープレート
	廃車	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識弁済金 (ナンバー紛失時 1 枚につき 500 円)
	ナンバープレートの 紛失や盗難	<input type="checkbox"/> 盗難届 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 標識弁償金 (ナンバー1 枚につき 500 円)

※届出された方の本人確認を行う場合がございます。その際は運転免許証や顔写真のついているマイナンバーカードのご提示をお願いしております。

★ 「青森 99」 や 「八戸 99」 から始まる車両の手続きについて ★

上記ナンバーが付いている車両につきましては田子町役場税務課で手続きを行う前に陸運局 (八戸市) にお客様ご自身でナンバープレートを返却していただく必要がございます。**(陸運局にナンバープレートを返却しただけでは手続完了とはなりません)**

陸運局でナンバープレートを返却される際「証明書」の発行手続きを同時に行い、**証明書をご持参のうえ役場にて所定の手続きを行ってください**ますようお願い申し上げます。